

平成28年11月9日
「優秀教員表彰事業」資料
日本学校体育研究連合会

体育授業^{注1}優秀教員の選考並びに表彰に関する要綱（案）

第1条 本事業の目的

優れた体育授業の実践並びに体育の授業研究を継続し、顕著な成果を上げている中堅教員を表彰することによって、我が国の学校体育研究・実践の一層の発展に寄与するものとする。

第2条 表彰の対象

- (1) 全国の国公立私立幼稚園^{注2} 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の主幹教諭、指導教諭、教諭等。
- (2) 表彰年度末において35歳以上45歳以下且つ教職経験10年以上の現職教員。
(常勤講師経験を含む)

第3条 被推薦者の条件

- (1) 学習指導要領、幼稚園教育要領に準拠して周到に準備された指導内容・教材・学習資料等が提供され、且つ授業において、教員・児童生徒相互間で豊かな相互作用が行われることによって、授業の目的が十分に達成され、学習成果が明確にわかる授業の実践者。
- (2) これまでに全国学校体育研究大会または都道府県レベルの公的な研究発表会等において授業公開・発表した教諭や公的講習会の講師経験者で、体育・保健体育授業の充実・発展に貢献した者。
- (3) 被推薦者は、体育に関する優れた専門性を有するとともに、広く社会から尊敬・信頼を受け得る人格を有する者。

＜表彰の対象としないもの＞

- ① 既退職者
 - ② 運動部活動の指導実績・貢献等
 - ③ 養護教諭及び保健に関わる授業実践を主たる業績とした教員
- (4) 「体育授業優秀教員」候補者推薦数：各都道府県 1名。
※ 前年度に全国学校体育研究大会を開催した都道府県は、1名を加えることができる。

第4条 推薦の手続き及び選考方法

(1) <各都道府県>

① 推薦委員会の設置

- ア 各都道府県教育委員会と協議の上、「体育授業優秀教員推薦委員会」を設置する。
- イ 「推薦委員名簿」；(別紙様式1)を公益財団法人日本学校体育研究連合会長に提出する。

② 推薦書類等の提出

ア 第一次選考：書類審査

体育授業優秀教員候補者を選考し、「推薦書」；(別紙様式2)及び被推薦者の行う授業が優れたものであることを証明できる学習指導案^{注3}及び学習資料、学習成果を示すデータ並びに講師を務めた講習会等の開催要項等を提出する。

※ 一次選考を通過した場合のみ、本部から各都道府県の推薦委員会宛に「第一次選考通過」が通知される。

イ 第二次選考：「電子媒体等映像資料」

一次選考通過の通知を受けた時、二次選考に応募する意志ある場合は、被推薦者の授業が優れたものであることを証明できる「電子媒体等映像資料」^{注4}を提出する。
また、映像資料を補う「文書資料」を任意に追加提出できる。

※ 推薦書類に不備がある場合並びに体育授業研究の功績にかかわる表彰の趣旨にそぐわない推薦書は、再提出を求めたり審査対象外としたりする場合もある。

(2) <日本学校体育研究連合会 本部>

① 第一次選考：書類審査

「推薦書」；(別紙様式2)に基づき、「本会理事会」において選考する。

※ 一次選考を通過した場合のみ、本部から各都道府県の推薦委員会宛に「第一次選考通過」を通知する。(再掲)

② 第二次選考：「電子媒体等映像資料」^{注4}

本会が委嘱した「全国学校体育授業優秀教員選考委員会」^{注5}において厳正に選考し、**5名程度**の受賞者を決定する。

第5条 表彰等

スポーツ庁並びに公益財団法人日本学校体育研究連合会の主催による「全国学校体育研究大会」において表彰する。

受賞者氏名、業績内容等の概要を受賞者の同意を得てHP等に公表する。

第6条 表彰式への出席等

表彰式への出席のための交通費、大会参加費(紀要代を含む)等の諸経費及び受賞者顕彰のための研究資料集代は受賞者負担とする。

2 推薦委員会は、予め本条第1項について被推薦者の同意を得るものとする。

附 則 この規程は、平成28年11月10日から施行する。

【注 記】

注1 「体育の授業」とは；小学校学習指導要領にかかわる「体育科の授業」及び中学校・高等学校学習指導要領にかかわる「保健体育科の授業」、幼稚園教育要領における「運動遊びの指導」並びに特別支援学校学習指導要領・教育要領にかかわる幼稚部・小学部・中学部・高等部の各部における当該の授業等を言うこととする。

また、幼稚園・特別支援学校幼稚部における「運動遊びの指導」とは；幼稚園教育要領に示された「健康」及び「各領域」のねらいが、相互に関連をもちながら次第に達成されるようにするための教育・指導を言うこととする。

注2 幼稚園には、「認定こども園」も含む。

注3 指導案については：

国立教育政策研究所のHP (<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>) に示された「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（小学校 体育）、（中学校 保健体育）、（高等学校 保健体育）」の第3編「評価に関する事例」に示された「単元の目標」「指導と評価の計画」「本時の展開」等の形式や趣旨・内容を参考にすること。

参考資料

なお、文部科学省が小学校体育の円滑な実施を図るため、教師用指導資料「小学校体育（運動領域）まるわかりハンドブック」を公開している。

また、下記 URL では Youtube にて公開した映像資料が提供されている。

(<https://www.youtube.com/watch?v=UfJamHiPQ5w>)

幼稚園にあつては、幼稚園教育要領に基づくとともに、国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部のHPで紹介されている下記①、②の指導資料を参考にしたり、都道府県教育委員会の指導指針等に即したものとすること。

①「幼児教育研究センター」内の「研究情報」の「幼小接続カリキュラム」

http://www.nier.go.jp/youji_kyouiku_kenkyuu_center/information.html#i1

②「国立教育政策研究所指定校」に掲載の各都道府県の幼稚園教育実践例や報告書

http://www.nier.go.jp/youji_kyouiku_kenkyuu_center/information.html#i2

注4 「電子媒体映像等資料」：

① 映像資料は、MPEG4の動画形式とすること。

MPEG4形式とは；動画・音声データの圧縮方式の標準規格の一つ。

一般的には「.mp4」という拡張子が用いられる。インターネット上のサービスやコンテンツにおける標準的な動画形式として広く普及したものである。

② 映像は、授業の様子が分かるよう教員や幼児児童生徒の声等が録音されたものを必ず5分以内になるよう編集すること。

③ 映像作製にあたっては、被写体の肖像権の保護等について配慮すること。

④ 著作権フリーでない音楽をバックミュージックとして使用しないこと。

注5 「全国学校体育授業優秀教員選考委員会」の構成は、

第一次選考においては、本会の理事会を以って充てる。

第二次選考においては、「スポーツ庁政策課教科調査官」並びに「学校体育に関する学識経験者」、「本会理事・監事」のうち、選考の結果について特別の利害関係を有する者を除いて本会会長が委嘱した委員で構成する。

以上